



# 鳥取県公報

平成 18 年 10 月 20 日(金)  
第 7 8 3 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	入所している期間については介護補償を行わないこととする施設の一部改正 (764) (福利厚生室) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (765) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (766) (〃) . . . . . 3
	指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (767) (〃) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (768) (〃) . . . . . 3
	結核予防法による医療機関の指定 (769) (倉吉保健所) . . . . . 4
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (770) (公園自然課) . . . . . 4
	銃猟禁止区域の指定 (771) (〃) . . . . . 5
	争議行為を行う旨の予告 (772) (労働雇用課) . . . . . 5
	保安林の指定予定 (2 件) (773・774) (森林保全課) . . . . . 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第 764 号

平成 8 年鳥取県告示第 424 号（入所している期間については介護補償を行わないこととする施設について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）<u>第 9 条の 2 第 3 号</u>の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u></p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月鳥取県条例第31号）<u>第 9 条の 2 第 2 号</u>の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第23条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供する施設に限る。）</u></p>

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

## 鳥取県告示第 765 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど 理事長 猪口 はるみ	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	平成 18 年 8 月 1 日

**鳥取県告示第 766 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原 昌彦	鳥取市伏野 2259-43	三津白寿苑	鳥取市三津 869-7	平成 17 年 4 月 1 日

**鳥取県告示第 767 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど 理事長 猪口 はるみ	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	平成 18 年 8 月 1 日

**鳥取県告示第 768 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど 理事長 猪口 はるみ	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	平成 18 年 8 月 1 日

**鳥取県告示第 769 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	指定年月日
田中薬局清谷店	倉吉市清谷町一丁目 215	平成 18 年 10 月 11 日

**鳥取県告示第 770 号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第 9 項において準用する同法第 15 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 鳥獣保護区の名称

千代川流域鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に至り、同県道を南方に進み、国道 53 号に至り、同国道を南方に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を南方に進み、円通寺橋を経て平成 16 年 10 月 31 日における鳥取市と同日における河原町の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、県道高路古海線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 指定区分

集団渡来地の保護区

## (2) 指定目的

本鳥獣保護区は、鳥取県の三大河川の一つで県東部を流れる千代川河口から上流に約 3.3 km の県道伏野覚寺線の八千代橋から県道袋河原八坂線円通寺橋の間の千代川河川敷を主体とし、渡り鳥の採餌・休息等のための水田地帯を含めた主要道路（国道、県道）等で囲まれた区域で、河川敷には、マコモ、ヨシ、ススキ、柳等の草本植物などにより構成されている。

冬季、県内にはコハクチョウの越冬渡来地の南限である中海など多数の渡り鳥の渡来地が存在し、採餌・休息場又はねぐらとなっているが、本区域もそういったコハクチョウ等水鳥の休息集団渡来地の一つである。これら集団渡来する渡り鳥の保護を図るため、当該区域を集団渡来地の保護区に指定するものである。

## 鳥取県告示第 771 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第 12 項において準用する同法第 34 条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間
浦富銃猟禁止区域	岩美郡岩美町大字浦富地内の国道 178 号と町道前田線との交点を起点とし、同所から町道前田線を東方に進み、町道浦富 4 号線に至り、同町道を南東に進み、県道網代港岩美停車場線に至り、同県道を南方に進み、町道宮谷坊谷線に至り、同町道を西方に進み、岩美町立岩美中学校敷地の境界に至り、同中学校敷地の境界に沿って、南方、西方、北方及び西方に進み、岩美町大字浦富字宮ノ谷 2948 番地の山林内の山道に至り、同山道を西方、北西、西方、南西、北西、南西及び北西に進み、岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥 3018 番地の山林内の道竹城跡山頂に至り、同所から岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥 3018 番地の境界に沿って北西に進み、岩美町大字浦富甥子谷 3022 番地の境界に至り、同境界に沿って西方に進み、岩美町大字浦富甥子谷 3023 番地の境界に至り、同境界に沿って南西に進み、岩美町大字浦富甥子谷 3022 番地の境界に至り、同境界に沿って、南西、北西、北東、東方、南東及び北東に進み、町道宮谷坊谷線に至り、同町道を北方に進み、国道 178 号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
本庄銃猟禁止区域	岩美郡岩美町大字岩本地内の県道網代港線の岩本橋東詰を起点とし、同所から町道岩本 7 号線を南東に進み、町道岩本本庄線に至り、同町道を南東に進み、蒲生川右岸の堤防に至り、同堤防を南東に進み、国道 9 号に至り、同国道を西方に進み、町道本庄岩本線に至り、同町道を北西、北東及び北西に進み、県道網代港線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
糺塚銃猟禁止区域	東伯郡北栄町妻波地内の町道妻波青木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み、町道妻波青木線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
日野川銃猟禁止区域	日野川河川敷のうち国道 9 号米子道路から 1.3 キロメートル上流の同川左岸に位置する大川樋門東側の樹脂製標柱と対岸（右岸）の堤防上の木製標柱（十日市側の農道（通称下道）の終点から西側）を結ぶ線から河口に至るまでの日野川河川区域及び法勝寺川堰から下流の法勝川の両岸堤防裏側法肩の間の河川区域	平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

## 鳥取県告示第 772 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 事件

- (1) 賃金及び一時金の保全等に関する件
- (2) 医療・福祉職場における職員の増員及び欠員の補充に関する件
- (3) アスベストの繊維が飛散する可能性がある箇所等の調査その他の労働環境の改善に関する件

## 2 日時

平成18年11月10日午前零時以降本事件の解決に至るまでの期間

## 3 場所

次の表に掲げる施設その他組合員が従事する施設

施 設 名	所 在 地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252
大森生協診療所	鳥取市西品治 806
鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市 242
生協訪問看護ステーションあおぞら	鳥取市鹿野町今市 63-1
勝部診療所	鳥取市青谷町紙屋 614-1
米子診療所	米子市博労町 3-80
おおたか診療所	米子市尾高 2740-1
弓ヶ浜診療所	米子市富益町 1128
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜 1200-1
中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690

## 4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行動を単独又は並行して行う。

## 鳥取県告示第 773 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市余戸谷町3611の1、3612の1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第 774 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
倉吉市大河内字汗干谷698、699の1、699の3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- |                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | デジタルX線TV 一式                          |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                               |
| 3 落札日              | 平成18年8月31日                           |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所<br>鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額             | 57,330,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）        |
| 6 入札公告日            | 平成18年7月21日                           |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                             |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課<br>鳥取市江津730           |